職業紹介事業者は、求人及び求職を受け付けた際に、本記載例の内容について、求人者及び求職者に対して書面の交付等により明示し説明することが義務づけられています。

**取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5）**

求人者・求職者の皆様へ　　　（例）

事業所名　○○○　　許可番号（19－ユ－××××）

**●当職業紹介事業所の取扱職種等の範囲について**

・　取扱職種は　全職種

許可証に記載されている取扱職種範囲等について説明をしてください。

・　取扱地域は　国内

上記取扱職種範囲においていかなる求人・求職も受理いたします。

届出制手数料の場合、

現在厚生労働省に届出ている手数料表の通りに明示する必要があります。こちらはあくまで例示です

**●職業紹介事業に係る手数料についての明示**

求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
| 求人受理時の事務費用 | ●●円　　　　　　　　　　　　　　　手数料負担者は　求人者　とします。 |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス  【職業紹介サービス】 | 成功報酬  【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】  当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　　●●％  【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】  当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　●●％  手数料負担者は　求人者　とします。 |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス  【職業紹介の付加サービス】 | 成功報酬  当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　　　●●％  手数料負担者は　求人者　とします。 |
| ＊上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。  ＊求職者からは手数料は徴収いたしません。 | |

返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合には「返戻金制度がないこと」を記載してください。

**●手数料の返戻について**

当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 自己の都合により、１か月未満で退職した場合 | 紹介手数料の〇％相当額を返金します |
| ３か月未満で退職した場合 | 紹介手数料の〇％相当額を返金します |

**●苦情の処理体制について**

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって適切かつ迅速に対応致します。

また、苦情に対応した場合には、守秘義務等に配慮した上で、苦情申し出者に対して適切に結果について報告を行います。

職業紹介に関しての苦情は以下の窓口で対応いたします。

苦情申出先：　職業紹介責任者　◇◇◇◇　　連絡先（△△△△）△△－△△△△

**●求人者の情報の取扱いについて**

求人者の情報を取扱う事業所の職員の範囲は○○課の職員とします。

求人者から知り得た求人者に係る情報についは、職業紹介事業の達成の範囲のみに使用します。

**●求職者の個人情報の取扱いについて**

求職者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は○○課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第１条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

以下は職業安定法第32条の13以外で、求人者・求職者に説明が必要な内容です

**●求職者から取得する個人情報の使用目的についての説明**

取得する個人情報についての使用目的等を具体的に明示する必要があります。

　・職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供するために使用します。

　・求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します。

　・職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します。

**●求人者に対する違約金規約について（違約金規約を設けている場合には明示が必要）**

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示必要です。その際には**違約金の額**、**違約金が発生する条件**及び**解除方法を含む契約の内容**について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載し、求人者に対し誤解が生じないよう明示してください

R6.12